

ふくおか@ふくし

Welfare of Fukuoka



今号の内容

- 特集 九州中国帰国者支援・交流センター p1
- 平成30年度福岡県社会福祉協議会事業計画 p4
- 赤い羽根共同募金 p7
- “学びたい”を応援します。～本会研修事業のご案内～ p9
- ふくふくInfo p10

中国帰国者の方のレクリエーション
交流会の様子（関連記事2頁）

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

この広報誌は、一部共同募金の
配分金を受けて発行しています。

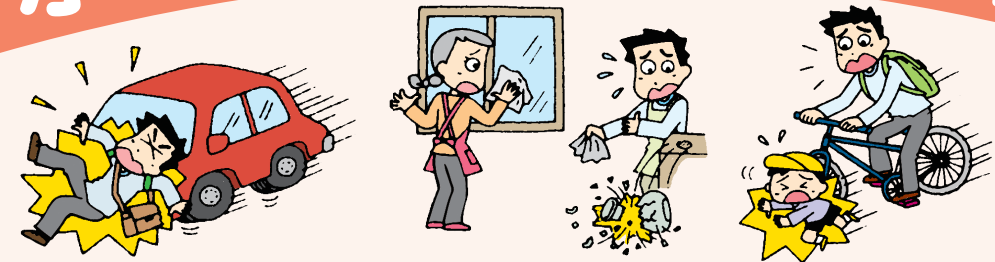
平成30年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による
往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所
と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
賠償責任の補償	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ	
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	350円	510円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者
自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の
補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故など
によるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中の
ケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外
サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

中国帰国者の生活と自立を支える 九州中国帰国者支援・交流センター

本会（県民サービス部 中国帰国者支援課）では、平成29年10月1日より、厚生労働省から委託を受け、「九州中国帰国者支援・交流センター運営事業」を実施しています。
今号の特集記事は、九州中国帰国者支援・交流センター（以下「センター」）の業務について紹介します。

中国残留邦人とは

昭和20年当時、中国の東北地域（旧満州地区）には、開拓団など多くの日本人が居住していました。同年8月9日のソ連軍の対日参戦によって、戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等により多くの方が犠牲となりました。このような中、肉親と離別して孤児となり、中国の養父母に育てられたり（中国残留孤児）、生活の手段を失いやむなく中国に残ることとなった方々（中国残留邦人等）を総称して「中国残留邦人」といいます。

中国残留邦人の方々は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、残留を余儀なくされ、長年筆舌に尽くせない御苦労がありました。

ようやく日本に帰国されたときは、年齢を重ね中高年となっていたため、日本の教育も受けられず、日本語の習得には大変な困難があり、言葉が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職も得られませんでした。そのため、帰国後の懸命な努力にもかかわらず、老後の準備が不十分だったり、言葉が不自由なこと、地域に受け入れられない方々もおられます。

中国残留邦人の帰国状況

中国残留邦人の帰国は、昭和62年が最初のピークで、その後、平成7年に2回目のピークがありました。これまでに約67,000人（家族を含めて2万9,000人余）が帰国しましたが、依然、2,600人余の方が残留しています。

支援・交流センターとは

永住帰国した中国残留邦人及びその2世3世等の親族（以下「中国帰国者」）は、言葉や生活習慣の違いから、地域社会になじむことが難しく、経済的にも社会的にも自立することが困難な状況にあります。

このようなことから厚生労働省は、中国帰国者の自立を支援するとともに、中国帰国者問題について国民の関心と理解を促すため、自治体や民間団体等に対して広域的なサポートを行うための拠点として、平成13年から順次、全国主要都市に「中国帰国者支援・交流センター」を設置しました。

九州では、平成16年6月から福岡県中国帰国者自立促進協議会がセンターを運

地域支援事業

九州ブロック圏内の自治体担当職員や支援相談員等を対象とした連絡会の開催や、ボランティア団体、中国帰国者、支援者等を対象とした研修会等を開催します。

今年度は、6月29・30日に「医療通訳研修会」、9月に「支援機関連絡会」、11月には長崎市で「ボランティア研修会」を開催する予定です。同研修会では、普及啓発事業として、一般の方にも参加いただき、中国帰国者に関する啓発活動も行います。

生活相談事業

中国帰国者の年齢層は幅広く、多種多様な相談が寄せられます。中国語が話せる相談員2名を配置し、専門機関等と連携して相談に対応しています。相談の多くは講座の受講選択に関するものですが、病院や公共機関等に対して代わりて電話をして欲しいという依頼や、公共料金の通知書類や在留資格の更新に関するもの等もあります。

地域生活支援推進事業

地域で活動するNPO法人等と連携し、地域に定着した中国帰国者に対して支援が行われるよう、その活動を援助します。

今年度は、熊本県と宮崎県で、それぞれ福岡県の帰国者と合同の交流会を実施する予定です。



長崎県交流会での笑いヨガ



学習発表会でのダンス



学習発表会での演奏



太極拳

- 日本語講座(16コース)
 - 生活場面日本語（医療、介護）
 - ことばと表現
 - 歌で覚える日本語
 - 日本語基礎（文法・文型）
 - 生活会話
 - 読んで書いて学ぶ日本語
 - 漢字入門 ●生き生き日本語 等
- パソコン講座(4コース)
 - ゆっくりパソコン入門
 - パソコン入門
 - 応用パソコン 等

交流事業

センターでは、次の3点に基づいた交流事業を実施しています。
・心身の健康増進、介護予防に向けた講座の開催
・日本や中国の文化に親しみ、生きがいづくりとなる文化活動への取組



創作教室での折り紙づくり

交流事業

- 交流講座(8講座)
 - 健康教室、太極拳教室、社交ダンス教室、創作教室、暮らしのマナー 等
- 交流事業
 - レクリエーション交流会、日本食に親しもう、体力測定会、学習発表会、新春茶話会 等

日本語学習支援事業

センターでは、生活や就労に必要な日本語の習得を目的とした「日本語講座」をはじめ、就職やキャリアアップ、生活に必要な情報収集ができるように「パソコン講座」を実施しています。（各講座とも週1回で半年間、計18回実施。4月期と10月期の年2回開講）



センターはクローバープラザ
東棟の4階です

営してきました。
その後、同協議会の解散に伴い、平成29年10月から本会が引継ぎ運営しています。

語りかけボランティアとは

中国語の日常会話が可能で中国残留邦人等への理解があり、ボランティアとして登録した方が、介護事業所等を訪問し、中国語による語りかけや傾聴、介護事業所でのレクリエーションの付き添い等を行うものです。（ボランティア希望者は、事前に研修を受講し、その後登録してから活動します。）

昨年10月から開始し、当初は福岡市内に限定して実施しました。今年度からは、九州全域を対象として実施しています。

なお、これまでの実施状況は、次のとおりです。

九州中国帰国者支援・交流センター 語りかけボランティアの状況 (平成29年10月～平成30年3月)

希望者(1世)	9名
登録者	20名
訪問受入施設	4施設
派遣者数	3名
派遣回数	35回



介護事業所交流会での
帰国者による演奏



参加者全員での餃子づくり

事業の周知もさることながら、ボランティアの募集が大きな課題です。なお、語りかけボランティアの活動日は、火曜日から日曜日の午前9時から午後5時までです。ボランティアの人数が限られていることもあり、申し込みから訪問までお待ちいただく場合があります。

平成30年度

福岡県社会福祉協議会 事業計画

本年度の方針

近年、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、地域における「つながり」、「絆」の大切さが見直され、その再構築に向けて、官民一体となった取組が求められている。

一方、国においては、規制改革や地方分権が進む中で、児童、障害者、高齢者、生活困窮者等の各福祉分野の制度見直しを検討されており、様々な地域生活課題に対しては、地域住民と福祉関係者等との連携による地域共生社会実現を今後の福祉改革の基本とする方向性が示されている。

これらを踏まえ、本会では、市区町村社会福祉協議会等と協働し、誰もが社会と関わりを持ちながら安心して暮らすことのできる元気な地域づくりを推進するなど、地域福祉活動の充実に努める。

特に、本年は、社会福祉法人の地域における公益的な取組としてのふくおかライフレスキュー事業を市区町村社会福祉協議会及び社会福祉法人・施設、関係機関・団体と連携しながら、県内全域での展開を目指して取組む。

また、各社会福祉施設種別協議会等

との連携のもと、福祉分野の慢性的な人材不足の改善と福祉サービスの質を高めるため、各社会福祉法人・施設等の経営支援、福祉分野への就業促進、潜在有資格者等の再就職支援、人材定着並びに従事者の資質向上の取組を強化する。

さらに、本県に甚大な被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨災害等、全国各地で大規模な自然災害が相次ぐ中、これまでの被災地災害ボランティアセンター運営支援活動で培ってきた経験を活かし、日頃から関係機関・団体と協働して地域の防災力の向上や被災地支援体制の強化に努める。

昨年4月に全面施行された改正社会福祉法により、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しており、本会においても経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等に的確に対応するとともに、地域福祉ニーズを把握しながら、これまでの実績や関係機関・団体等とのネットワークを活用し、県民福祉の向上のために先駆的な取組や事業の一層の充実に努める。

語りかけボランティア訪問の流れ

自治体 担当ケアマネジャー 介護事業所

- ・言葉の問題などで中国残留邦人等が介護事業所で孤立
- ・中国残留邦人等からの不安の声

中国残留邦人等へ事業の紹介、利用申し込み

中国帰国者支援・ 交流センター

- ・利用申請の受付（必要に応じて中国残留邦人等の状況等をお伺いします）
- ・ボランティアの確保
- ・ボランティアの訪問調整

訪問日程等の調整

介護事業所の 中国残留邦人等

- ・ボランティアが介護事業所等に訪問し、中国残留邦人等への語りかけを行う
- ・介護事業所等のレクリエーション参加に付き添い

重点的に取り組む事項

1 地域共生社会を実現するための 地域福祉の推進

地域における社会福祉法人・施設・市区町村社会福祉協議会等の連携を強化し、それぞれの専門性を活かした支援ネットワークを構築して、生活困難者等に対する相談・支援事業を行う「ふくおかライフレスキュー事業」の県内全域での展開を目指し、「地域における公益的な取組」を推進する。



ふくおかライフレスキュー事業
ロゴマーク

2 市区町村社会福祉協議会との 連携・支援

市区町村社会福祉協議会の役員を対象とした階層別研修会を実施する。

また、社会福祉法人制度改革、生活困窮者自立支援制度、新たな地域支援事業への対応等、地域福祉関連施策の情報収集・提供に努めるとともに、市区町村社会福祉協議会が中核となり、社会福祉法人・施設の関係者と連携・

ふれ愛電話事業

相談員（通訳）2名を配置し、事前登録をして希望した中国帰国者に対して、電話や訪問で近況を尋ね話し相手となり、社会から孤立することのないよう支援を行います。

普及啓発事業

啓発用DVD及び展示パネルを活用し、広報啓発に努めます。DVD等は貸出しも行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。



【問い合わせ先】
中国帰国者支援課

☎092(589)6667

協働して取り組む地域公益事業を通して、役職員の資質向上と地域福祉活動の更なる充実強化に努める。

3 ボランティア活動の振興と 福祉教育の推進

市区町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体に対し、情報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図る。

特に本会が実施している「ふくおか」きずな「フェスティバル」やボランティア活動団体への助成等、ボランティア活動支援のより一層の充実を図る。

さらに、本会が作成した福祉教育関連教材の更なる活用を図るとともに、学校・社協・地域が緊密に連携した福祉教育を推進する。



ふくおか「きずな」フェスティバル
ステージイベントの様子

4 地域における災害時の取組の強化

これまでの経験を踏まえ、福岡県内で同時に複数自治体が被災した場合の課題や対応策、災害ボランティアセンター運営の在り方等について協議・検討し、市区町村社協との協働を含めた災害支援体制の推進を図る。

5 元気な地域づくりの推進

各地域の特性を活かして取り組まれている住民主体の活動を一層推進し、人と人、人と地域のつながりや絆をさらに深め、地域住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元気な地域づくりを全県域に普及していくため、地域づくりセミナーを開催する。

また、本会の研修により養成された支え合いマップインストラクター等の活動を支援するとともに、支え合いマップの活用を通じた、地域における生活課題の解決へ向けた研修会を実施する。

6 民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために、県民生委員・児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員・児童委員の活動を支援する。

また、県民児協の「民生委員制度創設100周年記念事業企画検討委員会

会」が企画した本県独自の記念事業実施に協力する。



みんなが主役の元気な地域づくりセミナー
レクリエーションの様子

2 社会福祉法人・施設の経営支援に 関する取組

1 ふくおかライフレスキュー事業 の推進（再掲）

「ふくおかライフレスキュー事業」の提唱団体（社会福祉施設種別協議会等で構成し、社会福祉法人経営者協議会と本会は主管団体）として、個々の社会福祉法人では取り組みづらい課題の解決に取り組める体制の構築を進め、各法人がそれぞれの規模等に応じて協力し合い、効果的に成果を上げることができ「地域における公益的な取組」への参加の機会を確保する。

2 社会福祉法人・施設に対する 研修等の充実

社会福祉法人制度改革、高齢者・障害

者福祉の見通しや報酬改定、社会的養育の充実、防災・防犯対策など社会福祉法人・施設の経営に関する情報の収集・提供に努めるとともに、時宜に適した研修会を実施し、各社会福祉法人・施設を支援する。

3 生活福祉資金貸付制度の 適正な運営

1 資金貸付の適正化
貸付申請内容の調査を徹底し、生活福祉資金貸付制度の適正な運営に努める。

また、生活困窮者自立支援制度による相談支援と密接な連携を図り、両制度がより効果的、効率的に機能するよう努める。

2 債権管理の強化

滞納世帯の自宅訪問を行い、滞納債権の回収に努める。
さらに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

4 福祉・介護人材確保と サービスの質の向上の取組

1 福祉・介護人材確保、定着のための 事業の充実

慢性的な人材不足の解消を目的に、福祉人材情報システムを活用した無料職業紹介事業や離職介護福祉士等

ラバンメイト）を養成する研修等を開催する。

9 中国帰国者支援事業の推進

平成29年10月1日から一般社団法人福岡県中国帰国者自立促進協議会の解散に伴い、本会が中国帰国者支援業務を引き継いで実施している。

福岡県内はもとより九州の拠点センターとして、永住帰国した中国残留邦人等の日本語学習支援事業、交流事業及び相談事業等の充実に努めるほか、高齢化に対応した介護に係る環境整備として、九州全域に介護支援事業中国残留邦人等語りかけボランティア事業の推進を図る。

10 広報活動の充実

本会広報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」・障害者福祉推進のための「障がい者福祉情報」・本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実に努める。

事業計画をはじめ、各年度事業報告や予算・決算報告等の情報は、本会ホームページで公開しています。

する福祉従事者を対象とした体系的な各種人材養成研修の充実に努める。

特に、本年度から新たに、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程において、初任者研修、中堅職員研修を実施し、事業種別・職種を横断した階層別のキャリアパスに応じて共通に求められる能力を段階的に習得することを支援する。

5 子ども・子育て支援関係貸付事業 の適正な運営

児童養護施設退所者等で、安定した生活基盤の確保が困難な者などに対する自立支援資金の貸付事業や高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親の自立を促進するための資金貸付事業の適正な運営に努める。

6 福祉サービス利用者の利益保護 に関する取組

1 日常生活自立支援事業の充実

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な方の利益保護を目的とする本事業について、全市町村での取組を目指して、事業実施体制の機能の拡充を図るとともに、業務支援システムの活用による業務の効率化に努める。

2 福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情解決を図



7 高齢者の生きがいづくり、健康づくり、 仲間づくりを進める事業の推進

1 第18回福岡県ねりんスポーツ・ 文化祭の開催

これまでの成果をベースに、市区町村、市区町村社会福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、糸島市を主会場として福岡県ねりんスポーツ・文化祭を開催する。

4 地域密着型サービス 外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護の外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする外部評価事業の円滑な実施に努める。

3 福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことを目的とした第三者評価事業の推進に努める。



ねりんスポーツ・文化祭
地域文化伝承コーナーの様子

2 第31回全国健康福祉祭とやま大会 （ねりんピック富山2018） への選手派遣

「第31回全国健康福祉祭とやま大会（ねりんピック富山2018）」に多数の選手を派遣する。

8 認知症についての正しい理解と 見守りの推進

急増する認知症について県民が正しく理解し、認知症の方々が地域の中で安心して暮らせるよう、「認知症について考えるつどい」を開催するとともに、認知症疑似体験や介護講座を通して、正しい介護方法や接し方・見守り方などの普及・啓発に取り組む。

さらに、地域で見守る「認知症サポーター」の拡充を図るため、認知症サポーター養成講座やその講師（キャ



福祉のしごと就職フェア
事業所ブースの様子

届出事業の確実かつ適正な実施。ハローワークでの出張相談等に積極的に取り組むとともに、福祉のしごと就職フェアやホリデイガイダンス等を開催する。

また、社会福祉従事者のための福利厚生事業の推進・拡充に積極的に取り組む。

さらに、介護や保育の資格取得を目指す養成施設の学生に対する修学資金貸付事業や介護人材・保育士の再就職支援貸付事業等の適正な運営に努める。

2 社会福祉従事者に対する体系的な 養成研修等の充実

福祉サービスの質の向上に資するとともに、福祉従事者の育成・定着を促進するため、県委託研修事業をはじめと

特定の社会福祉法人への寄付をお考えの方、新しく社会福祉法人を創設される方

受配者指定寄附金制度利用で 税の優遇措置も

税制上の優遇措置

寄付者が株式会社等の法人であって、指定寄附金制度を希望して共同募金会に寄付する場合、社会福祉法人に直接寄付する場合に比べて、法人税法上格段の優遇措置が設けられています。

(一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で全額損金算入できます)

また、寄付者が個人の場合は、所得税の寄付金控除対象(または税額控除対象)となる上、個人住民税の寄付金税額控除対象になる場合があります。

対象となる要件

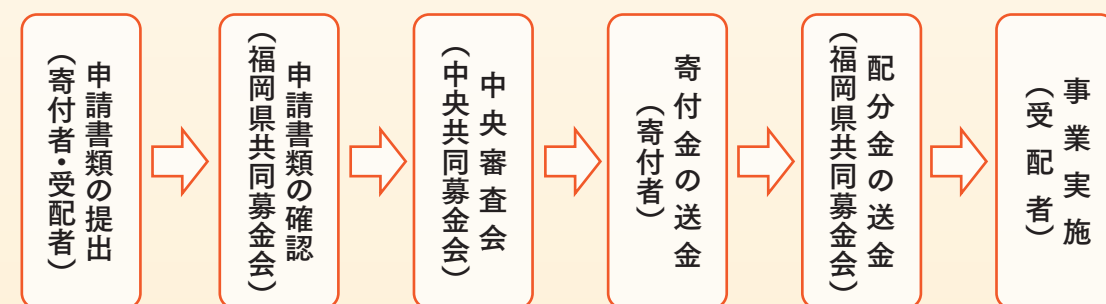
- ・受配者は社会福祉事業、または、更生保護事業を行う法人であること
- ・緊急に資金が必要であること(対象事業の事業計画・資金計画が整っており、既に業者との契約が交わされていることが必要です)

寄付金の使途

- ・建築事業(施設の新築・増築・改築・改修等工事費、土地造成費等土木工事費)
- ・土地の購入事業(借地料含む) ※法人所有の土地・建物等の現物寄付も可
- ・備品等の購入事業 ・借入金の償還事業

申請から決定、事業実施までの流れ

申請から配分金の送金までには、1か月半から2か月程度の期間を要します。



寄付者に審査事務費をご負担いただきます。
詳細は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福岡県共同募金会

☎092-584-3388

E-mail : bokin@fuku-shakyo.jp

ご存知ですか?



平成29年度

赤い羽根共同募金運動へのご支援・ご協力ありがとうございました!



平成29年度 募金実績 **726,283,637円**

(一般募金(10月~12月分)と歳末たすけあい募金)

内訳

- 一般募金(10月~12月分) **625,000,833円**
- 歳末たすけあい募金(地域) **85,803,511円**
- (県域) **15,479,293円**

※平成30年1月から3月までに実施した「テーマ型募金」等を含む最終実績額は、7月以降に
本会ホームページ等でお知らせします。

平成29年度の赤い羽根共同募金運動は、県民の皆様を支えられ、無事に終えることができました。皆様のご協力に心からお礼申し上げます。

福岡県では、県民の皆様から寄せられた浄財の約75%が地域の身近な福祉活動に使われています。また、約3%は大規模災害に備え毎年積み立てており、地域の支えあいの活動から災害時の支援まで様々な活動に役立てられています。

今後とも「じぶんの町を良くするしくみ」である共同募金への変わらぬご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



平成29年度共同募金の使いみち

1. 一般募金配分総額 **525,754,200円**

- ・社会福祉施設(18施設) **29,280,000円**
(障害者支援施設、障害者福祉サービス事業所、保育所、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)
- ・社会福祉団体(26団体) **26,290,000円**
(児童、障害者、高齢者、更生保護団体、福岡県社会福祉協議会等)
- ・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業(66市区町村) **470,184,200円**

2. 歳末たすけあい募金配分総額 **(①+②)100,113,981円**

- ①地域歳末たすけあい募金配分金 **85,767,523円**
- ・市区町社会福祉協議会が実施する歳末見舞金事業(20市区町) **13,674,425円**
- ・市区町社会福祉協議会が実施する地域福祉事業(31市区町) **72,093,098円**

②NHK歳末たすけあい募金配分金 **13,364,000円**

- ・小規模作業所歳末事業(87件) **2,784,000円**
- ・「在宅介護者の会」活動支援金(50件) **2,500,000円**
- ・児童福祉施設支援金(194件) **7,420,000円**
- ・更生保護施設入所者見舞金(120件) **360,000円**
- ・東日本大震災による広域避難者支援活動 **300,000円**

3. 災害等準備金積立金 **21,795,844円**

※大規模災害時に被災地でのボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」の設置・運営費として活用されます。

※募金の使いみちの詳細については、赤い羽根データベース「はねっと」(<http://hanett.akaihane.or.jp>)をご覧ください。

ふくふくInfo

（株）ツルハホールディングス様・ クラシエホールディングス様から 高齢者・障害者施設へ車いすを寄贈いただきました



寄贈式の様子

株式会社ツルハホールディングス様・クラシエホールディングス株式会社様から、昨年度に引き続き、県内の高齢者・障害者施設など5施設に車いす5台を寄贈いただきました。

去る4月20日（金）に本会で寄贈式が行われ、ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本営業本部九州店舗運営部 部長 白川寿久氏（写真中央右）から、寄贈先施設を代表して聖母園施設長 萩原 美代子氏（写真中央左）へ贈呈されました。株式会社ツルハホールディングス様ならびにクラシエホールディングス株式会社様、ありがとうございました。

介護職に復帰される方へ向けた再就職準備金のご案内 ～離職した介護人材の再就職準備金貸付制度～

本会では、介護の資格等をお持ちの方が、福岡県内で介護職に復帰される際に利用できる貸付制度を実施しています。要件を満たせば返還義務が免除されますので、ぜひご利用ください。

◆対象者：下記の要件を全て備えている方。

- ①介護職員等としての実務経験が1年以上あること。
- ②次のいずれかに該当すること。
 - ア. 介護福祉士
 - イ. 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級課程、ホームヘルパー2級課程のうちいずれかの修了者
- ③県内の介護事業所等において介護職員として就労する（または1年以内に再就労している）こと。
- ④福岡県福祉・人材センターへ住所・氏名等の届出を行うこと。
- ⑤離職日から再就労の日までに3か月以上経過していること。

◆貸付額：20万円以内（1人1回限り）

◆返還免除要件：

再就労してから2年間、福岡県内で介護職員として業務に従事すれば全額返還免除となります。

◆申請方法：

必要書類を揃えて、本会あて郵送ください。
書類様式は本会ホームページからダウンロード、または希望される方に郵送しております。詳細については、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

総務課 ☎（092）584-3377

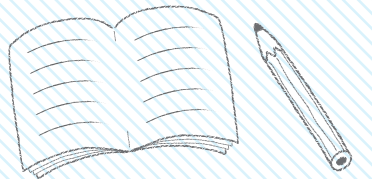
<http://www.fuku-shakyo.jp/jigyo/rishokukaigo/info.html>

※本会ホームページ内「県民の皆様へ」のページからアクセスできます。

平成30年度から
対象者の要件が
緩和されました！



社会福祉施設等で働く方々の "学びたい"を応援します！



KENSYU

福岡県社会福祉協議会では、社会福祉施設等に就労されている方々の資質の向上を目的に研修会を開催しています。階層別研修では、新任職員から管理者までそれぞれの立場に求められる役割を理解し、必要な能力を身につけるために様々な研修を行います。また、感染症予防研修等のテーマ別研修や認知症に関する研修、介護支援専門員更新研修などを実施します。研修の詳細は各研修開催日2か月前を目途に下記ホームページに掲載していく予定です。ホームページから受講したい研修を選択し、開催要綱で研修内容を確認のうえ申込用紙をダウンロードしてお申込みください。

ホームページアドレス <http://www.fuku-shakyo.jp/kenshu/>

※上記へ直接アクセスいただくか、検索サイト（ヤフー、グーグル等）で「福岡県社協」と検索してください。



福岡県社会福祉協議会
ホームページ

福岡県社会福祉協議会 研修課の
ページから受講したい研修を検索

開催要綱をダウンロード
申込用紙を本会に送付

平成30年度から

福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の
全コースを実施します。

キャリアパスとは、キャリアアップの道筋や基準・条件を明確化した人事育成制度です。

福祉人材の確保と定着が課題となっている今日、福祉職場でのキャリアパス構築がますます重要となっています。キャリアパス制度の構築にあたり、介護・障害福祉分野の計画作成への盛り込みや、児童福祉分野における社会的養護処遇改善加算対象の研修として、本研修課程をご活用いただき、計画的に受講ください。

コース名	受講対象者	開催月	受講料
初任者コース（新規）	●入職3年以内の職員	1月（予定）	13,000円（2日間） ※テキスト代含む
中堅職員コース（新規）	●入職3～5年以内の職員	2月（予定）	
チームリーダーコース ※今年度は受付終了	●近い将来チームリーダー等の役割を担う中堅職員 ●主任・係長等の職員	7～8月	
管理職員コース ※6月25日受付終了予定	●近い将来管理者等の役割を担う指導的立場の職員 ●施設長や部門管理者等の職員	8月	

【問い合わせ先】

研修課 ☎（092）584-3401

※各研修内容については上記ホームページに掲載しますので、ご確認いただきお申込みください。

